

審査基準の項目		具体的な内容	ねらい
設置主体・計画の評価	1	経営理念(企業理念)・行動憲章(行動理念)・コンプライアンス(法令遵守)体制等	経営者の誠実性、倫理観、姿勢を確認。理念と当事業の整合を確認。
	2	職員研修計画	介護サービス事業所として継続的・安定的にサービスを提供していくためには、サービスの質の向上が必要であり、そのために基準上求められる職員研修が計画されているか確認。
	3	管理者予定者の経験及び適任性	経験年数が豊富である程、事業所の責任者として事業所全体を管理するための能力・手腕も高いと考えられるため、責任者(管理者・施設長)としての経験を確認。
	4	オペレーターの経験及び適任性	経験年数が豊富である程、オペレーターとして随時対応サービスを行うための知識も豊富と考えられることから、これまで従事してきた経験を確認。
	5	法人の事業実績	事業実績が豊富である程、信頼性の高い事業運営が可能と考えられるため、事業の実績を確認。
	6	法人の経営状況	事業所運営の持続性・継続性の観点から、法人の経営状況に支障がないかを確認。
	7	事業予定地(建物)の確保及び立地	事業予定地確保の確実性と事業の継続性が保証されているか、また、地域密着型サービスであることを踏まえ、既存の事業所と近接していないなど地域バランスが取れているかを確認。
	8	事業資金等の確保	開設に必要な資金については、その調達方法等資金計画が確実か。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっているか。
	9	地域住民の理解や支援を得るための取組状況	事業所開設に当たり、説明会等を実施し、地域住民から理解を得られているか。地域住民の支援・協力が期待できるか。
事業内容の評価	10	施設創設の基本的考え方及び運営方針	基準条例の内容等を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護として、施設創設の考え方及び運営方針は、適切な内容であり、具体性があるか。
	11	認知症への対応力向上に向けた取組	認知症高齢者の増加が見込まれる中、山形市発展計画2025及び山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)が目指す「介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めていくには、認知症への対応力向上は重要であることから、「認知症専門ケア加算」が算定できる体制や取組の実施が見込めるか確認。
	12	利用者確保に向けた取組	安定した事業運営のためには利用者の確保が重要であることから、在宅サービス利用者やその家族への周知や、医療機関・居宅介護支援事業所など関係機関との連携など、利用者確保のための計画や取組を確認。

審査基準の項目			具体的な内容	ねらい
事業内容の評価	13	地域との連携等	医療的ニーズが高い方の在宅生活を支え、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要な介護サービス事業所として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特徴を生かし、身近な地域において、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域とどのような連携を構築するか。	高齢者支援に関するニーズが多様化・複雑化する中、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護であることを踏まえた上で、地域密着型サービスの特徴である「地域との連携」がどのように図られるか確認。
	14	関係機関との連携等	指定基準において努力義務となっている居宅介護支援事業者や医療機関等との連携について、実施が見込めるか。	在宅生活の限界点を引き上げるために有効である当該サービスの利用が促進されるよう、ケアマネジャーをはじめ、医師、ソーシャルワーカー、看護師、地域包括支援センター等に対してサービス内容等を周知するとともに、利用者の心身の状況に応じサービスを提供できるよう、連携を進めていくことが重要であり、どのように連携を構築していくか確認。
	15	ハラスメント対策	利用者や家族等からのカスタマーハラスメントを含め、ハラスメント対策について、実施が見込めるか。	山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)でも、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる職場環境にすることが必要としていることから、その取組が実施されるか確認。
	16	医療的ニーズへの対応	在宅における医療的ニーズへの対応のため、令和6年度報酬改定において訪問看護事業所等の加算で新設された「専門管理加算」の算定要件である専門の研修を受けた看護師の配置が見込めるか。	要介護状態や医療依存度の高い高齢者が在宅生活を継続していくためには、訪問系サービスの医療的ニーズへの対応力を高めることが重要であることから、医療的ニーズに対応できるよう、「専門管理加算」の算定要件である専門の研修を受けた看護師の配置が見込めるか確認。
	17	自立支援・重度化防止の取組	令和6年度報酬改定において新設された「口腔連携強化加算」について、算定できる体制が見込まれるか。	健康医療先進都市として、高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)では、「口腔、歯の健康」をフレイル予防に資する健康づくりの推進項目としている。自立支援・重度化防止の取組として、適切な口腔管理の実施につながるよう「口腔連携強化加算」が算定できる体制が見込まれるか確認。
	18	人材確保等に対する考え方及び方針	介護人材が不足する中、法人単独での取組だけでなく、地域の介護サービス事業所等との連携を含め、どのように人材確保・定着を進めていくのか。また、限られた人材でいかにサービスの質を確保していくのか。その考え方や方針はどのような内容か。	山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)が目指す基本理念やビジョンの達成に向けて、地域包括ケアシステムの重要な人的基盤である介護人材の確保・定着が課題となっており、「介護現場の革新」の取組を進めていく必要があることから、法人の人材確保等に対する考え方や方針を、事業所間や他団体との連携を含め確認。
	19	人員配置の計画①	「サービス提供体制強化加算」の算定について、法人の実績も踏まえ、算定が見込まれるか。	限られた人材で多様化・複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリアや専門性に応じた多様な人材によるチームケアが有効であり、そのために多様な人材の育成・確保が必要であることから、「サービス提供体制強化加算」が算定される体制が見込まれるか確認。
	20	人員配置の計画②	令和6年6月に創設された「介護職員等処遇改善加算」の算定について、法人の実績も含め、算定が見込めるか。	介護人材の確保が難しい状況の中、人員配置の計画に当たり、介護職員のやりがい・定着にもつながる職場環境の改善等に取り組み、限られた人員でも質の高いサービス提供を行うための取組が必要であることから、法人の実績も含め、「介護職員等処遇改善加算」が算定されるか確認。
	21	総合的な評価	事業計画書及びプレゼンテーション等の内容から、総合的にどうか。	山形市発展計画及び山形市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)が目指す将来像の実現にふさわしい計画か、総合的に評価する。